

個人県民税寄附金税額控除法人等指定申請書添付書類一覧

- 1 法第 78 条第 2 項第 2 号等に掲げる「財務大臣指定等寄附金」であることを証する書類
(奈良県税条例施行規則第 15 条の 2 第 1 項第 1 号)

	寄附金の種類		添付書類
(1)	財務大臣指定寄附金 (法第 78 条第 2 項第 2 号該当)		施行令第 216 条第 2 項に規定する財務大臣の告示の写し
(2)	特定公益増進法人に対する寄附金 (法第 78 条第 2 項第 3 号該当)	地方独立行政法人 (施行令第 217 条第 1 号の 2 該当)	地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 6 条第 3 項に規定する設立団体のその旨を証する書類（申請書を提出する日以前 5 年以内に発行されたものに限る。）の写し
		学校法人 (施行令第 217 条第 4 号該当)	私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 4 条に規定する所轄庁のその旨を証する書類（申請書を提出する日以前 5 年以内に発行されたものに限る。）の写し
(3)	認定 N P O 法人・仮認定 N P O 法人に対する寄附金 (租税特別措置法第 41 条の 18 の 2 第 2 項該当)		特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 49 条（第 62 条の規定により準用する場合を含む）に規定する都道府県知事の認定に係る通知の写し (平成 23 年改正前租税特別措置法第 66 条の 11 の 2 第 3 項に規定する国税庁長官の認定を受けている N P O 法人にあつては、国税庁長官の認定に係る通知の写し)

- 2 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずるものの写し
(奈良県税条例施行規則第 15 条の 2 第 1 項第 2 号)

- 3 法人にあつては、登記事項証明書
(奈良県税条例施行規則第 15 条の 2 第 1 項第 3 号)

- 4 県内に事務所を有することを証する書類
(奈良県税条例施行規則第 15 条の 2 第 1 項第 4 号)
(例) 自己所有の場合は事務所に供する建物の登記事項証明書、賃貸借の場合は事務所に供する建物の登記事項証明書及び賃貸借契約書

- 5 1 ～ 4 以外に知事が必要と認める書類
(奈良県税条例施行規則第 15 条の 2 第 1 項第 5 号)

※法令略名の説明

法：所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）

施行令：所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）

平成 23 年改正前租税特別措置法：特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 70 号）附則第 10 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の租税特別措置法